

ダイワの証券担保ローン『短期型特約』借入申込書 兼 同意書

<ダイワのSATローン>

<記入例>

◎申込書のご記入

- 記入例を参考に、漏れのないようご記入ください。
- 黒のボールペン(油性)でご記入ください。
- ご記入事項を訂正される場合は、訂正箇所には必ずお届出印鑑をご捺印ください。

◎申込方法

- 本申込書をご提出いただく場合は、本申込書の余白に収入印紙を貼付・割印してください。
- FAXでのお申込みも受付けます。FAXでお申込みされる場合は裏面のFAX送付状をご使用ください。(この場合、収入印紙の貼付は不要です。)

<ご参考>

収入印紙(印紙税額)は、下表をご参照ください。

ご記入されたお借入希望額	印紙税額
100万円の場合	1千円
100万円を超え500万円以下の場合	2千円
500万円を超え1千万円以下の場合	1万円
1千万円を超え5千万円以下の場合	2万円
5千万円を超え1億円以下の場合	6万円
1億円を超え5億円以下の場合	10万円
5億円を超え10億円以下の場合	20万円
10億円を超え50億円以下の場合	40万円

融資実行の連絡

当社より連絡を希望される場合は「希望する」に、チェック()を入れてください。

ダイワの証券担保ローン『短期型特約』借入申込書 兼 同意書
 <ダイワのSATローン>
 大和証券株式会社 御中

私(当社は、「ダイワの証券担保ローン基本取引約定書」及び表面の「短期型貸付に関する特約」を承認し、下記の同意事項を確認し同意の上、下記金額のダイワの証券担保ローンの借入れを申込みます。
 貴社が審査により不相当であると認めた場合に、借入金額を変更され、あるいは借入れを受けられないことがあっても異議はありません。
 また、借入れを受けられる場合は、借入金を私(当社)が「極度貸付利用申込書 兼 担保差入書 兼 同意書」に指定した金融機関口座に送金してください。

【ご署名欄】口座名義人ご本人がご署名のうえ、必要事項をご記入ください。(法人はゴム印でも可)

お申込日 ○○年 ○○月 ○○日

ご氏名又は名称及び代書者名 (自署) **大和 太郎**

お届出印

◆ 申込内容をご記入ください。

お借入期間 1か月 3か月

お借入希望日 ○○年 ○○月 ○○日

お借入希望額 借入 ¥ ○○,○○○,○○○円

※金額欄には必ずお印字ください。

融資実行日(お借入希望日)当日に、融資実行の連絡(TEL等)を 希望する 希望しない

【ダイワの証券担保ローン借入申込みに関する同意事項】

- 私(当社)は、ダイワの証券担保ローンの借入れが、貴社での有価証券の売買を条件とするものではない旨を理解しています。
- 私(当社)は、ダイワの証券担保ローンの借入金を貴社における信用取引、先物・オプション取引、外国為替証拠金取引等の保証金、証拠金、保険の契約資金、買戻・売出し有価証券(投資信託除く)の購入資金として利用いたしません。
- 私(当社)は、貴社から投資一任契約(ダイワQMA及びダイワファンドラップ)に関してダイワの証券担保ローンの利用の勧誘を受けおけません。また、ダイワの証券担保ローンに投資一任契約に利用いたしません。
- 私(当社)は、金融商品取引法166条及び167条で禁止されているインサイダー情報(未公表の重要事実等)に基づいて、ダイワの証券担保ローンの利用及び有価証券担保差入れをいたしません。
- 私(当社)は、貴社からダイワの証券担保ローンの借入れを条件とした有価証券の売買の勧誘を受けおけません。

(注意事項)
 ●お借入希望日は、FAX申込の場合は営業日、店頭申込の場合は翌営業日以降の日付をご指定ください。未記入及び土日祝日をご記入の場合は無効です。
 ●お借入期間を1か月または3か月に指定した場合、当初のお借入希望額は1000万円以上です。
 ●お借入期間を1か月または3か月に指定した場合で、返済期限まで返済いただけない場合、翌日より遅延損害金をお支払いいただきます。
 ●初めのお借入れの際に、当社おローンによるお借入れを条件とした有価証券の売買の勧誘に際して確認させていただきます。
 なお、確認が行えない場合、お借入希望日での借入れが行えない場合があります。
 ●お客様が、融資実行の連絡を希望されない場合でも、大和証券よりご連絡させていただきます。

<社所属> 外資系店 各支店の口座番号 担当 コーポ 担当 印紙割合 課長

<借付> 担当 役職 担当 役職

<審査> 担当 役職

SATローンお客様番号

9999-0045 2015.03

- お申込日**
ご記入・ご捺印された日付をご記入ください。
- お借入期間**
「1か月」、
「3か月」のいずれかに、チェック()を入れてください。
- お借入希望日**
申込書の(注意事項)をご確認の上、平日(土日祝日を除く)をご記入ください。
- お借入希望額**
お客様からお差入れいただいた担保有価証券等の評価額より算定された「借入上限額」は、市場動向により、変動いたします。なお、ダイワの証券担保ローン基本取引約定書の条項の適用によりお借入れができない場合がございますのでご了承ください。

お届出印
 当社へお届出の印鑑を枠内に鮮明にご捺印ください。なお、以下の場合は受付できませんので、改めて新しい用紙でお申込みください。

(お届出印)	(不鮮明)	(重ね押し)	(複数印)

記入方法等でご不明な点がございましたら
 ローンサポートセンター(0120-456892)までお問合わせください。
 (平日 9:00~18:00)



FAX送付状

年 月 日

送付先

大和証券株式会社

要件: ダイワの証券担保ローン『短期型特約』借入申込書 兼 同意書
送付します。

FAX 03-5555-0888

TEL 0120-456892 (ローンサポートセンター)

FAX送信前に必ず、ご送付いただく旨をローンサポートセンターまで
お電話ください。

送付枚数

本送付状含めて2枚

・本送付状

・ダイワの証券担保ローン『短期型特約』借入申込書 兼 同意書
(以下、短期型借入申込書)

発信元

・お客様氏名 (記入必須)

または

法人名称 (記入必須)

代表者名

・ご連絡先 (記入必須) ※ローンサポートセンターより確認のためご連絡させていただく場合がございます。

TEL ()

・ご連絡窓口 ※法人のお客様で「代表者以外の方へのご連絡」を希望する場合はご記入ください。

所属 役職 氏名

TEL ()

・大和証券株のお取引口座

お取扱店

お客様の口座番号

--	--	--

--	--	--	--	--	--

(ご留意事項)

- ・書類の記入漏れ等の不備、印鑑等の不鮮明、連絡がとれない場合などには、貸付けの実行ができません。あらためて短期型借入申込書をご送付いただくなどのご対応をお願いする場合がございますので、あらかじめ以下の内容を十分にご確認ください。
- ・短期型借入申込書とFAX送付状を、大和証券(株)(FAX:03-5555-0888)まで、FAXにてご送付ください。
- ・FAXでご送付いただく場合、短期型借入申込書に印紙の貼付は不要です。
- ・FAXによるダイワの証券担保ローンの借入申込みは、すでに極度貸付利用をお申込済みで、借入限度額が設定されているお客様が対象となります。「極度貸付利用申込書兼 担保差入書 兼 同意書」のFAXでのお申込みは受付けておりません。
- ・FAX受付時間は、平日9:00~17:00です。
(翌営業日のお借入れをご希望される場合は、15:00までにお申込みください)

ダイワの証券担保ローン『短期型特約』借入申込書 兼 同意書

②

＜ダイワのSATローン＞

大和証券株式会社 御中

私(当社)は、「ダイワの証券担保ローン基本取引約定書」及び裏面の「短期型貸付けに関する特約」を承認し、下記の同意事項を確認し同意の上、下記金額のダイワの証券担保ローンの借入を申込みます。

貴社が審査により不相当であると認めた場合に、借入金額を変更され、あるいは借入れを受けられないことがあっても異議はありません。

また、借入れを受けられる場合は、借入金を私(当社)が「極度貸付利用申込書 兼 担保差入書 兼 同意書」に指定した金融機関口座に送金してください。

【ご署名欄】 口座名義人ご本人がご署名のうえ、必要事項をご記入ください。(法人はゴム印でも可)

お申込日	年 月 日	お届出印
ご氏名 又は 名称及び代表者名 (自署)		

◆ 申込内容をご記入ください。

お借入期間	<input type="checkbox"/> 1か月	<input type="checkbox"/> 3か月	融資実行日(お借入希望日) 当日に、融資実行の連絡 (TEL等)を <input type="checkbox"/> 希望する <input type="checkbox"/> 希望しない	
お借入希望日	年 月 日			
お借入希望額	拾億	百万		千

* 金額頭部に¥をお付けください。

【ダイワの証券担保ローン借入申込みに関する同意事項】

- 私(当社)は、ダイワの証券担保ローンの借入れが、貴社での有価証券の売買を条件とするものではない旨を理解しています。
- 私(当社)は、ダイワの証券担保ローンの借入金を貴社における信用取引、先物・オプション取引、外国為替証拠金取引等の保証金、証拠金、保険の契約資金、募集・売出し有価証券(投資信託除く)の購入資金として利用いたしません。
- 私(当社)は、貴社から投資一任契約(ダイワSMA及びダイワファンドラップ)に関してダイワの証券担保ローンの利用の勧誘を受けておりません。また、ダイワの証券担保ローンを投資一任契約に関して利用いたしません。
- 私(当社)は、金融商品取引法166条及び167条で禁止されているインサイダー情報(未公表の重要事実等)に基づいて、ダイワの証券担保ローンの利用及び有価証券担保差入れをいたしません。
- 私(当社)は、貴社からダイワの証券担保ローンの借入れを条件とした有価証券の売買の勧誘を受けておりません。**

(注意事項)

- お借入希望日は、FAX申込の場合翌営業日を、営業店申込の場合翌々営業日以降の日付をご指定ください。未記入及び土日祝日をご記入の場合無効です。
 - お借入期間を1か月または3か月に指定した場合、当初のお借入希望額は1000万円以上です。
 - お借入期間を1か月または3か月に指定した場合で、返済期限までにご返済いただけない場合、翌日より遅延損害金をお支払いいただきます。
 - 初めてのお借入れの際に、当社よりローンによるお借入れを条件とした有価証券の売買の勧誘に関して確認させていただく場合があります。
- なお、確認が行えない場合、お借入希望日での借入が行えない場合があります。
- お客様が、融資実行の連絡を希望されない場合でも、大和証券よりご連絡させていただく場合がございます。

＜社用欄＞

お取扱店	お客様の口座番号	担当コード
------	----------	-------

担当	印鑑照合	課長
----	------	----

＜業務＞

担当	役席	担当	役席
----	----	----	----

＜審査＞

SATローンお客様番号



9 9 9 9 0 2 4 6 0 2 7 *
9999-0246 2015.03

短期型貸付けに関する特約（短期型特約）

この特約は、当社とお客様との間で締結した極度貸付取引に関し、当社の提供する短期型貸付け（第1条にて定義します。）のお取引に関する事項を定めるものです。

なお、本特約書で用いる用語は、特段の定めのない限り、ダイワの証券担保ローン基本取引約定書（以下「基本取引約定書」といいます。）の定義と同様の意味を有するものとします。

（定義）

第1条 本特約書において、以下の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによります。

- (1) 短期型貸付け 本特約に基づく貸付け
- (2) 通常型貸付け 基本取引約定書のみが適用される貸付け
- (3) 担保別金利貸付け 担保別金利貸付けに関する特約書に基づく貸付け
- (4) 通常基準金利 通常型貸付けに適用される貸付利率
- (5) 担保別個別基準金利 担保別金利貸付けに適用される貸付利率
- (6) 1か月型 当初の貸付期間を1か月とする貸付け
- (7) 3か月型 当初の貸付期間を3か月とする貸付け

（適用条件）

第2条 本特約書の各条項は、短期型貸付けの各貸付時において、以下の各号をすべて満たすことを条件として適用されます。

- (1) 当初の貸付額が1000万円以上であること
 - (2) 短期型貸付けに係る債務を完了した日（当日を含みます。）から5営業日を経過していること
 - (3) 短期型貸付けに係る債務以外の債務を負担していないこと
 - (4) お申込みに係る短期型貸付け以外の借入れをしていないこと
- 2 前項各号の事由をすべて満たさないにもかかわらず、当社がお客様に対して貸付けをした場合には、当社は、当該貸付けを担保別金利貸付け又は通常型貸付けとして取り扱います。

（貸付利率）

第3条 短期型貸付けの利率は、貸付期間の区分及び貸付けの類型に応じて、以下のとおりとします。

- (1) 担保別金利貸付けに関する特約の適用がない場合
 - イ 1か月型 通常基準金利（％）－2.0％
 - ロ 3か月型 通常基準金利（％）－1.0％
 - (2) 担保別金利貸付けに関する特約の適用がある場合
 - イ 1か月型 担保別個別基準金利（％）－2.0％
 - ロ 3か月型 担保別個別基準金利（％）－1.0％
- 2 前項の規定にかかわらず、短期型貸付けの利率は、通常基準金利から2.2％を減じた率を下回らないものとします。
- 3 短期型貸付けに係る貸付金の利息の計算は、貸付けの日から返済の日まで（両端計算）、年365日の日割計算によって行います。
- 4 既存の短期型貸付けの貸付利率についても、基本取引約定書第1条第7項ただし書に規定する事情を勘案した上で、当社がこれを変更することができるものとします。

（返済期限）

第4条 短期型貸付けの返済期限は、貸付期間の区分に応じて、以下のとおりとします。

- (1) 1か月型 当初貸付日の1か月後の応答日
 - (2) 3か月型 当初貸付日の3か月後の応答日
- 2 前項に規定する応答日がない場合には、当該翌月の初日をもって返済期限とします。
- 3 前2項で定める返済期限が休日の場合には、翌営業日をもって返済期限とします。

（追加貸付け）

- 第5条 短期型貸付けに係る貸付残高がある状態で、お客様が新たな借入れをした場合には、当社は、従前の貸付元金と新たな借入額の合計額に相当する新たな借入れをされたものとして取り扱います。ただし、返済期限は、従前の貸付けに係る返済期限と同じ日とします。
- 2 短期型貸付けに係る貸付残高がある状態で、お客様が当社に対して行う新たな借入れのお申込みは、原則として、100万円以上10万円単位とします。

（利息の元金組入れ）

- 第6条 短期型貸付けに係る貸付金の利息は、第4条の返済期限に、元金と併せてこれを支払います。ただし、当初の貸付けの日から返済期限までの間に、3月25日又は9月25日（以下本条において「組入基準日」といいます。）が到来する場合には、貸付けの日から組入基準日の前日までの間の利息を計算の上、これを貸付元金に組み入れます。なお、組入基準日が休日の場合、これを翌営業日とします。
- 2 利息を貸付元金に組み入れる時に、貸付残高が極度額を上回るときは、お客様には、その組み入れるべき利息相当額を直ちに返済していただきます。

（担保の取扱い）

- 第7条 基本取引約定書第1条第13項にかかわらず、お客様が返済していただくべき債務の一部でも返済期限を過ぎて履行されないときは、当社は、返済期限の翌日から10営業日を経過した日から担保有価証券等の処分を開始します。ただし、10営業日を経過する前に、基本取引約定書第3条第1項及び第2項に規定する期限の利益喪失事由のいずれかが生じたときは、この限りではありません。

（規定の優劣及び定めのない事項）

- 第8条 短期型貸付けに係る取引の取扱いについて、本特約書の規定が基本取引約定書の規定に優先して適用されます。
- 2 基本取引約定書の規定は、本特約書に特別の定めのない限りは、短期型金利貸付けにも適用されます。
- 3 基本契約の効力が消滅した場合であっても、これによって本特約に係る債務の返済期限は影響を受けません。また、基本契約の効力消滅後であっても当該債務が完済されるまで、なお従前の規定を適用します。

以上

大和証券株式会社
東京都千代田区丸の内一丁目9番1号
関東財務局長(4) 第01412号
TEL: 0120-456892
(ローンサポートセンター: 平日9:00~18:00)
FAX: 03-5555-0888

本申込書兼同意書について、改ざん、不正利用等、大和証券株式会社が不適当と認めた場合は、お申込みを無効とする場合がございます。